

わたしたち一人ひとりにできること

わたしたちが障害のある人と接するとき、どんな気づきや心づかいが役に立つのか、以下の例を参考に考えて行動しましょう。

●まち角などで

障害のある人を見かけたら、こちらから積極的に声をかけて協力を申し出る。



●電車やバスなどで

席を必要としている人がいたら、優先席でなくても進んで席をゆずる。



●自転車などで

自転車のベルなどに気づかない人がいたら、聴覚障害などの理由を考えてみる。



●歩道などで

視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などを駐輪しない。



●スーパーなどで

手の届かない陳列棚の商品などを代わりにとって手渡す。



●デパートなどで

デパートなどの車いす・ベビーカー優先のエレベーターは、なるべく利用しない。



●階段などで

車いすの人が階段などで困っているときは、複数の人で協力してサポートする。



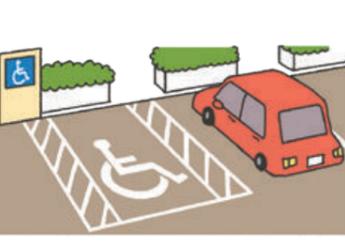
●補助犬について

盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、補助犬の邪魔になることはしない。



●駐車場について

駐車場の「障害者等専用駐車スペース」には、必要のない人は駐車しない。



お問い合わせ先

高齢・障害者福祉課

電話 042-707-7055
ファクス 042-759-4395

みんなでつくろう!

障害者差別のないまち



令和6年4月から
合理的配慮の提供が
事業者にも義務づけ
られました。

共に生きる豊かな社会を目指す『障害者差別解消法』

すべての人が障害のあるなしによって分けへだてられることなく、お互いに個性や人格を尊重し合いながら共に生きる社会を実現していく。そのためには社会全体で障害を理由とする差別をなくしていかなければなりません。障害者差別解消法は、国や市区町村だけでなく会社やお店など事業者にも、正当な理由なく障害を理由にして差別することを禁止しています。また、障害のある人から差別解消の申し出があったときは、負担が重くなりすぎない範囲で対応すること（合理的配慮）が求められています。共に生きる豊かな社会を目指してみんなで取り組んでいきましょう。

※「事業者」とは、営利・非営利、個人・法人を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、個人事業者やボランティア組織なども含まれます。

対象となる「障害のある人」とは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害および高次脳機能障害を含む）、そのほか心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む）があり、障害や社会の中にある障壁（バリア）によって日常生活や社会生活が困難になっているすべての人です（障害児を含む）。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

こんなことが差別になります

たとえ差別するつもりはなくても、結果的に差別になったり必要な配慮が欠けていたりする場合があります。差別に気づいてすぐに対応することが大切です。

■ 正当な理由がないのに差別する

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。

例1 飲食店で

レストランなどの飲食店に入ろうとしている障害のある人を、車いすを利用しているということを理由に断った。



例2 入会手続きで

スポーツクラブなどに入会しようとする人が、障害があることを伝えると、そのことを理由に断った。



例3 不動産契約で

アパートやマンションを借りようとする人が、障害があることを伝えると、そのことを理由に部屋を貸さなかった。



■ 差別をなくす対応をしない

障害のある人から差別を解消するために何らかの対応を求められたときに、できる範囲であるにもかかわらず何も対応しないことは差別となります。

例1 交通機関で

障害のある人がどの交通機関を利用すればいいのかとたずねたが、わかるように説明しなかった。



例2 避難所で

災害時の避難所で、聴覚障害があることを伝えていたが、管理者は必要な情報提供を音声でしか行わなかった。



例3 説明会で

説明会に招かれた障害のある人が、内容を理解するための支援を申し出たが、主催者は何の対応もしなかった。



※知的障害などにより本人が配慮を求める意思を表明することが困難な場合には、その家族、介助者、支援者などが意思の表明をすることもできます。

こんな対応を心がけましょう

障害者差別をなくすためには、社会全体で取り組む必要があります。障害のある人とよく話し合い、できる範囲で取り組みましょう。

● 店舗などの出入り口で
車いすの人のために、出入り口にスロープを設置するなどして段差を解消する。



● 飲食店などの注文で
視覚障害のある人に、メニューの内容などをスタッフが読み上げながら説明する。



● ホテルなどの受付で
聴覚障害のある人に、筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。



● 交通機関で
車いすの人が電車やバスなどに乗るときや降りるときに手助けをする。



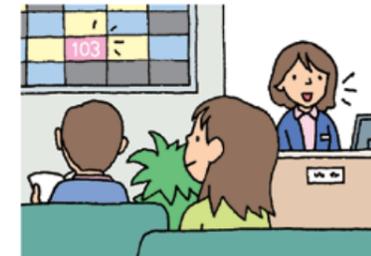
● 空港などで
空港の搭乗手続きなどで、障害の特性に応じて受付の時間や順番などを優遇する。



● 施設などの駐車場で
車いすの人などが駐車や乗り降りしやすい「障害者等用駐車スペース」をつくる。



● 病院などで
聴覚障害のある人のために、患者を呼ぶときは掲示板などで目でもわかる対応をとる。



● 書類などで
障害の特性に配慮し、説明書などの文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。



● 窓口などで
知的障害のある人に、丁寧に説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。



● 適切な対応は一律ではありません。場面や状況に応じて柔軟に検討することが大切です。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。